

【 検査 】

３７０ 検体別の嫌気性培養加算の算定について

《令和６年１１月２９日》

○ 取扱い

- ① 次の検体に対するD018の注１に規定する嫌気性培養加算の算定は、原則として認められる。
- (1) 経皮的経気管吸引物、経皮的肺穿刺液
 - (2) 気管支鏡下採取材料（Protected Brush 付着物）
 - (3) 胸水
 - (4) 腹水
 - (5) 子宮頸管分泌物
 - (6) 子宮分泌物
 - (7) ダグラス窩からの検体
 - (8) 中耳穿刺液
 - (9) 血液
 - (10) 髄液
 - (11) 閉鎖性の膿
 - (12) C A P Dカテーテルからの排液
- ② 次の検体に対するD018の注１に規定する嫌気性培養加算の算定は、原則として認められない。
- (1) 喀痰
 - (2) 咽頭液
 - (3) 鼻腔液
 - (4) 口腔採取物
 - (5) 胃液
 - (6) 排泄尿
 - (7) カテーテル尿
 - (8) 尿道分泌物
 - (9) 膣分泌物
 - (10) 皮膚（開放的分泌物）

○ 取扱いを作成した根拠等

嫌気性培養は、酸素が存在する環境では増殖できない偏性嫌気性菌を検出するための検査である。偏性嫌気性菌が存在する部位（嫌気性環境）から採取した検体を用いて嫌気性培養を実施した場合に有用であり、対象となる検体及び菌種は多岐にわたる。一方、酸素が存在する部位から採取した検体を用い

て実施した場合の診断としての正確性は低いと考えられる。

以上のことから、上記①の検体に対する嫌気性培養加算の算定は、原則として認められるが、上記②の検体に対する算定は認められないと判断した。

なお、喀痰については、口腔から採取した場合は認められないが、気管切開口から採取した場合は認められる。